

# 医学部臨時定員について

## 奈良県の医学部臨時定員（地域枠）の経緯

- ▶ 本県では平成20年度から国の医学部臨時定員枠の増員の方針を活用し、医学部の定員を増員してきた。（H20年度、H21年度5名 H22年度から15名）
- ▶ 当該増員分については、医科大学では卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設置。県では当該枠での入学者に対し、卒業後貸与期間の1.5倍の期間（臨床研修期間を含む）、知事が指定する医師が不足する医療機関等で医師業務に従事することにより債務を免除する「緊急医師確保修学資金制度」を設置
- ▶ また、奈良医大と共同で、卒業後の医師がキャリア形成をしつつ地域医療に従事する仕組を構築し、運用を行ってきた。
- ▶ 厚労省は、今後の医師需給を見据え、医学部の総定員を抑制し、都道府県間の偏在を解消するため、医師多数県の臨時定員を削減し、医師少数県に配分する方針。本県においても、令和7年度入学分から臨時定員の削減が始まっている。

### 本県の医学部臨時定員枠の増員

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
医大	5	5	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	(11)
近大			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	(0)
合計	5	5	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	12	(11)

都道府県ごとに5名までの暫定的な増員

根拠：緊急医師確保対策  
対象年度：H20年度～29年度  
規模：全国189人増員  
県の対応：緊急医師確保修学資金制度創設（H20年度から貸与開始）  
貸与枠5名設置

都道府県ごとに15名（プラス10名）までの暫定的な増員

根拠：・経済財政改革の基本方針2009  
・新成長戦略  
・医療従事者の需給に関する検討会  
(第1次中間取りまとめ)  
対象年度：H22年度～H31年度 規模：全国360人増員  
県の対応：緊急医師確保修学資金制度改正（近大医学部追加）  
貸与枠増 5名→15名

15名の暫定的な増員を維持

根拠：医療従事者の需給に関する検討会  
(第1次～第3次中間取りまとめ) 等  
対象年度：令和2年～5年度

R6年度の15名の暫定的な増員を維持

根拠：令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）  
「R元年度の医学部総定員数を上限とする。」

R7年度の臨時定員数の削減（15名から3名減）

根拠：第4回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等

※地域枠：大学が、卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行なう仕組み（国の定義）

本県では、この地域枠に対して「緊急医師確保修学資金」を貸与

## 令和8年度の地域枠（緊急医師確保枠）について

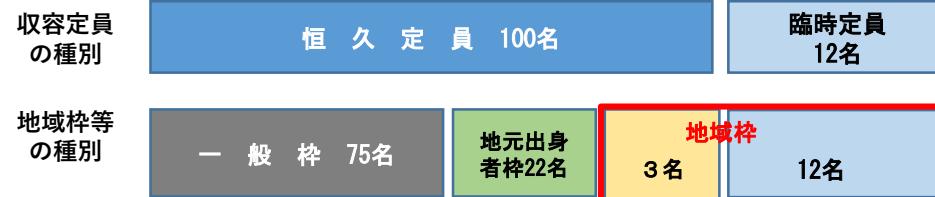
- 令和7年3月13日、奈良県地域医療対策協議会において、厚労省に対して臨時定員の増員を希望するとともに、恒久定員内地域枠の設置について、奈良県立医科大学と協議を行い、経過については次回以降の地域医療対策協議会で報告するとしていたところ。
- 奈良県立医科大学との協議の結果、削減される人数（1名～2名）については、恒久定員内の地域枠（緊急医師確保枠）へ振替を行うこととなつた。
- 令和7年7月29日、厚生労働省から令和8年度の本県の臨時定員数が11名（12名から1名減）と内示があつた。

奈良県立医科大学（定員112名）

### 令和7年度

地域枠15名

（臨時定員12名、恒久定員3名）



奈良県立医科大学（定員111名）

### 令和8年度

地域枠15名

（臨時定員11名、恒久定員4名）

臨時定員11名（1名減）

・・・地元出身者枠1名減→地域枠に振替

